

7 2023
July

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2023 8 日 月 火 水 木 金 土 6 7 1 2 3 4 5 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						1 赤口
2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口	8 先勝
9 友引 労働保険の年度更新手続等 健康保険・厚生年金保険の報酬 月額算定基礎届の提出	10 先負 6月分の源泉所得税等の納付 源泉所得税の納期特例分の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出 (6月雇入分)	11 仏滅	12 大安	13 赤口	14 先勝	15 友引
16 先負	17 仏滅 海の日	18 赤口 高齢者・障害者雇用状況報告 書の提出	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅
23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安
30 赤口	31 先勝 労働者死傷病報告 (休業4日未 満) の提出 (4月～6月分) 外国人雇用状況届出書 (6月分)					

7 総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務

税務

- 6月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 7月10日 (月) まで
- 当年1月～6月分の源泉所得税の納期の特例分の納付 **Check!**
★ 常時10人未満の事業所は届出により前6か月分を7月10日と1月20日までに納付することができます。 → 7月10日 (月) まで
- 5月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)
★ 届出により申告期限の延長特例あり (特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセット)。 → 決算応当日 (月末決算では7月31日 (月)) まで
- 11月決算法人の中間申告と納付 (法人税・消費税など)
→ 決算応当日 (月末決算では7月31日 (月)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち8月・11月・2月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では7月31日 (月)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が4,800万円超の法人) のうち4月・5月決算法人 (申告期限延長の場合は3月・4月・5月決算法人) を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では7月31日 (月)) まで
- 固定資産税・都市計画税 (第2期分) の納付 → 市町村条例指定日まで
- 固定資産課税台帳の登録価格審査の申立
★ 自己の評価額に不服がある者が申立をします。
→ 納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (6月雇入分) → 7月10日 (月) まで
- 労働保険の年度更新手続及び保険料等納付期限 → 7月10日 (月) まで
- 健康保険・厚生年金保険の報酬月額算定基礎届の提出
→ 7月10日 (月) まで
- 高齢者・障害者雇用状況報告書の提出 → 7月18日 (火) まで

- 労働者死傷病報告の提出 (休業4日未満、4～6月分) → 7月31日 (月) まで
- 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の6月雇入・離職分) → 7月31日 (月) まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (6月分) → 7月31日 (月) まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

障害者雇用

7月は高齢者・障害者雇用状況報告書の提出時期です。障害者雇用には税務・労務上さまざまな優遇措置等がありますので、いくつか紹介します。

【税務上の主な優遇措置】

障害者雇用納付金制度に基づく助成金等により固定資産を取得等した場合には、その助成金分は圧縮記帳により損金算入できる場合があります。また、障害者を多数雇用する事業所では、一定要件を満たせば事業所税の軽減措置を受けられる場合があります。詳細は厚生労働省や各市区町村ホームページ等をご参照ください。

【労務上の主な優遇措置】

令和6年には障害者の法定雇用率の引上げが決まっていますので、障害者雇用を予定している場合は助成金の利用も検討する必要があります。以下、助成金をいくつか紹介します。

- ① 障害者を雇い入れた場合 (特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金)
 - ② 施設等整備や適切な雇用管理の措置をした場合 (障害者雇用納付金制度に基づく助成金)
 - ③ 職業能力開発をした場合 (人材開発支援助成金)
 - ④ 職場定着のための措置を実施した場合 (キャリアアップ助成金)
- 助成金は随時見直しが行われていますので、詳細は厚生労働省ホームページ等をご参照ください。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

2割特例（小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）（その2）

令和5年度税制改正において、免税事業者がインボイス発行事業者の登録をした場合に、売上税額の2割相当額を納付税額とする「2割特例」が創設されました。その適用対象を確認してみましょう。

1 経過措置期間

2割特例は、令和8年9月30日の属する課税期間を期限とする経過措置です。個人事業者の場合は、令和8年分まで、合計4回の申告が経過措置期間内となります。

個人事業者の場合						
	R5.10.1 登録	R5.12.31	R6.12.31	R7.12.31	R8.12.31	R9.12.31
免税事業者	課税事業者	課税事業者	課税事業者	課税事業者		
経過措置期間						

法人の場合も同様に、例えば3月末決算法人である場合は、令和9年3月末決算期まで、合計4回の申告が経過措置期間内となります。

2 適用対象

2割特例は、免税事業者が、インボイス発行事業者の登録により課税事業者になった場合に適用され、特例の適用の可否は課税期間ごとに判定します。

インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間には特例の適用がありません。また、課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合も、2割特例の適用はできません。

2割特例の対象とならない課税期間

- ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間
- ② 特定期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間
- ③ 次の特例により課税事業者となる課税期間
 - イ 相続があった場合の特例（相続があった年については登録日の前日までに相続があった場合）
 - ロ 合併又は分割があった場合の特例
 - ハ 新設法人又は特定新規設立法人の特例
 - ニ 調整対象固定資産又は高額特定資産を取得した場合等の特例
 - ホ 法人課税信託の特例
- ④ 課税期間を短縮する特例の適用を受ける課税期間
- ⑤ 課税事業者選択届出書の提出により令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となる課税期間

3 具体的な計算方法

2割特例の具体的な計算は、みなし仕入率が一律の80%である場合の簡易課税と同じです。簡易課税のウィークポイントである事業区分がなく、サービス業や不動産業では、節税効果も高くなります。

4 適用の手続き

申告書に2割特例で計算した納付税額を記載し、2割特例適用欄にチェックを入れることで適用することができます。簡易課税制度と違って、選択届出書・不適用届出書の提出などの手続きはなく、2年間の継続適用といったルールもありません。

また、簡易課税制度選択届出書を提出している場合は、申告書を提出する時点で、簡易課税と2割特例の有利選択を行うことができます。